

長鎖ペルフルオロカルボン酸等を POPs 条約規制対象物質に追加を勧告へ



2024年9月23日～同年9月27日に残留性有機汚染物質を国際的に規制するストックホルム条約(POPs条約)による規制対象物質について検討を行う「残留性有機汚染物質検討委員会」(POPRC)の第20回会合が開催されました。

会合での決定内容は、以下の通りです。

(1) 廃絶対象物質(附属書A)への追加を第12回締約国会議(COP12)に勧告

① クロルピリホス【主な用途】殺虫剤

適用除外:一部の農作物の害虫駆除や牛のダニ駆除、建築物の基礎に用いる木材の害虫からの保護のための使用

② 中鎖塩素化パラフィン(MCCP)【主な用途】金属加工油剤・難燃性樹脂原料等

規制の対象:炭素数14～17までのものであって塩素の含有量が全重量の45%以上であるもの
適用除外:自動車、分析機器や制御機器等の電気電子機器、医療機器に用いる金属加工油剤や修理用部品等のための使用(加工プロセスを含む)

③ 長鎖ペルフルオロカルボン酸(LC-PFCA)とその塩及び LC-PFCA 関連物質【主な用途】フッ素ポリマー加工助剤、界面活性剤等

規制の対象:LC-PFCAの炭素数:9～21

適用除外:交換用部品として設計された半導体や自動車の交換用部品のための使用

(2) 条約対象物質としてPOPRC21に向けてリスクプロファイル案を作成する段階に進めることを決定

① ポリ臭素化ジベンゾ-p-ジオキシン及びジベンゾフラン【主な用途】非意図的生成物

(3) その他

在庫、使用中の製品及び成形品並びに廃棄物に含まれる残留性有機汚染物質の特定に関する文書や臭素化ジフェニルエーテルの評価及び検討に関する文書の検討

次回会合の予定は、POPRC21は2025年9～10月、POPRC19及びPOPRC20の結果を踏まえた第12回締約国会議(COP12)は2025年4～5月に開催となっています。

当社では、LC-PFCAの製品分析を行っております。詳しくは、当社PFAS分析担当者(フリーダイヤル0120-01-2590)までお気軽にお問い合わせください。

資料 [2024年10月2日付 環境省報道発表資料](#)

